

○衆議院記章規程（平成二十二年六月一日制定）

改正 平二十三年 八月 一日 改正

第一条 議院内を通行する者は、この規程に定める記章（記章に添えて帶用すべきものとして別に定めがあるものについては、これを含む。第五条及び第六条において同じ。）又はこれに代わる許可証を常時携帯しなければならない。ただし、傍聴券を所持する公衆傍聴人については、この限りでない。

第二条 記章は、衆議院事務局又は参議院事務局から交付し、その種類、帶用者及び通用制限は、別表一の項から二十三の項までのとおりとする。

2 記章及び当該記章に添えて帶用すべきものの様式は、別にこれを定め、警務部に掲示する。

第三条 記章は、所定の帶用者以外の者が帶用したときは、通用しない。記章に添えて帶用すべきものを添えないときも同様とする。

第四条 院の要請により又は用務のため、議院内を通行する必要がある者に対するは、記章に代わるものとして別表二十四の項から二十九の項までに定めるもの（これらに添えて帶用すべきものとして別に定めがあるものについては、これを含む。）を交付するほか、緊急の必要がある場合は、これに相当するものを交付することができる。

2 前項の規定により交付されたものは、指定された区域及び期間に限り通用するものとする。

3 第一項の規定により交付されるものについては、前項に規定するもののほか、記章の例に準ずる。

第五条 議院内を通行しようとする者は、その入口において、衛視に記章を提示しなければならない。

2 記章は、胸部の見やすい所に着けなければならない。

3 議院内を通行する者は、衛視から記章の提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第六条 この規程に違反した者又は議院内の秩序を乱した者に対しては、衛視はその記章を引き上げることができる。

附 則

この規程は、平成二十三年八月一日から施行する。

別表（第二条、第四条関係）

記 章 等 の 種 類	帶 用 者	通 用 制 限
一 衆議院議員記章	衆議院議員	制限はない。
二 参議院議員記章	参議院議員	議場には出入りできない。本会議の傍聴は、参議院議員席でする（傍聴券を要しない。）。
三 衆議院前議員記章（第一種）	衆議院議員	かつて衆議院議員であつた者
四 衆議院前議員記章（第二種）	かつて衆議院議員であつて永年在職表彰を受けた者	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、公務員席でする（傍聴券を要する。）。
五 衆議院議員配偶者記章	衆議院議員の配偶者	右に同じ。
六 政府特別補佐人記章	國務大臣及び政府特別補佐人	議場には出入りできない。本会議の傍聴は、参議院議員席及び新聞記者席を除きできる（傍聴券を要しない。）。委員会の傍聴はできる。

七 秘書官記章	秘書官その他これに準ずる者 右に同じ。
八 公務員記章	官公署その他これに準ずる団体又は会社等の職員 （傍聴券を要する。）
九 衆議院議員秘書記章	衆議院議員秘書
十 衆議院政黨事務長記章	衆議院の会派の事務長
十一 衆議院政黨事務員記章	衆議院の会派の事務員
十二 記者記章（第一種）	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、公務員席でする（傍聴券を要する。）。
十三 記者記章（第二種）	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、新聞記者席でする（傍聴券を要しない。）。
十四 外国記者記章	右に同じ。 新聞又は通信関係の取材記者
外国の新聞、通信又は放送関係の在日特派員	議場には出入りできない。委員室には出入りできる。本会議の傍聴は、西側公衆席でできる。本会議の傍聴は、西側公衆席で

する（傍聴券を要しない。）。

十五 新聞連絡員記章（腕章を含む。）

新聞、通信又は放送関係の連絡員

十六 衆議院職員記章

衆議院事務局の事務総長、参考事、常任委員会専門員、調査局長及び調査局調査員、衆議院法制局の法制局長及び参考事、裁判官訴追委員会事務局の事務局長及び参考事その他これらに準ずる者

記者記章に同じ。ただし、委員室への出入りは記者の出入りする所に限る。

十七 衆議院準職員記章（甲）

（第一種）

かつて衆議院職員等であつた者で指定するもの

議場には出入りできない。委員室には事務連絡に限り出入りできる。本会議の傍聴は、公衆席です（傍聴券を要しない。）。公務員席においてもできる（傍聴券を要する。）。

議場には出入りできない。委員室への出入りは特に許可された場合に限る。本会議の傍聴は、公務員席です（傍聴券を要する。）。

十八 衆議院準職員記章（甲）

（第二種）

衆議院職員に準ずる者

十九 衆議院準職員記章（乙）

衆議院の食堂その他の営業に従事する者、独立行政法人国立印刷局国会分工場の従業員その他これに準ずる者

二十 衆議院特別通行記章（甲）

用務のため、特に衆議院に入りの必要がある者

二十一 衆議院特別通行記章（乙）

用務のため、特に衆参両院に出入りの必要がある者

衆議院内のほかは出入りできない。議場には出入りできない。委員室への出入りは、特に許可された場合に限る。本会議の傍聴は、公務員席ができる（傍聴券を要する。）。

議場には出入りできない。委員室への出入りは、特に許可された場合に限る。本会議の傍聴は、公務員席ができる（傍聴券を要する。）。

二十二 参議院職員記章

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局の職員

議場には出入りできない。委員室には事務連絡に限り出入りできる。本会議の傍聴席のうち参議院議員席及び新聞記者席への出入りはできない。参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局の課長（常任委員会次席調査員を含む。）以上の職にある者以外は本会議の傍聴席への出入りについては傍聴席出入証を要する。

指定された区域のほかは出入りできない。

二十三 参議院事務局から交付する記章

参議院の前議員、議員配偶者、議員秘書、会派の事務員、前職員その他

衆参両院事務局が協議の上決定する。

二十四 証人等のリボン章

証人、公述人、参考人その他これに準ずる者

通行及び出入りは所定の委員室その他用務のため必要がある場所に限る。

二十五 証人の補佐人リボン章

証人の補佐人

右に同じ。

二十六 随行リボン章

証人、公述人、参考人等の随行者

右に同じ。

二十七 臨時腕章

用務（主として工事関係）のため衆議院に出入りの必要がある者

特に許可された場所以外出入りできない。

二十八 テレビ技術員腕章

テレビ中継関係者その他これに準ずる者

右に同じ。

二十九 衆議院通院証（臨時衆議院通院証を含む。）

用務のため衆議院に出入りの必要がある者

通行許可区域のほかは出入りできない。